

独立行政法人自動車事故対策機構に係る令和 7 年度計画

独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）の第 5 期中期計画を実行するため、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条の規定に基づき、機構に係る令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間）の年度計画を以下のとおり定めます。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（1）安全指導業務等

- ① 全国に存在する自動車運送事業者に対し、全支所を通じて、一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供します。

あわせて、効果を検証しつつ、非対面・遠隔の方式による指導講習・適性診断の充実を図るほか、インターネット適性診断システムの契約事業者等（注 1）による支所以外での一般診断受診者の割合を 55%以上とする等、ICT 技術の活用によるユーザーの利便性の向上と業務運営の効率化を図ります。

また、これまで蓄積した知見等を活用して新たな安全対策への貢献を検討するとともに、関係法令の改正に応じて、指導講習教材の改定を行う等により、安全指導業務の一層の充実を図ります。

これらの施策を実施することにより、自動車運送事業者の運行の安全確保への活用度を評価し、事業者等に対する 5 段階評価の調査において、4.00 以上とします。

（注 1）「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。

- ② 引き続き、指導講習及び適性診断（以下「安全指導業務」という。）の実施に参入を希望する民間団体等に対し、認定取得に必要な要件研修の実施及び指導講習講師、適性診断カウンセラーへの教育訓練、指導講習教材の頒布やナスバネット（適性診断システム）の提供などにより、認定取得を支援します。

また、参入事業者による安全指導業務の質の維持が図られるよう、指導講習用テキスト頒布数 50,000 冊以上、ナスバネット提供数 52,000 件以上とします。

- ③ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る運輸安全マネジメント業務については、主に中小規模の事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。

また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全マネジメントシステムの国際規格（ISO 39001）に係る国内審議委員会事務局を引き続き担うなど、運輸安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図ります。

これらの施策を実施することにより、自動車運送事業者の運輸安全マネジメント制度の浸透・定着による自動車事故防止への活用度を評価し、事業者等に対する 5 段階 評価の調査において、4.00 以上を目指します。

- ④ 国の安全対策への対応として、高齢運転者による事故防止対策等の一層の強化のため、加齢変化による影響等を考慮した新たな適性診断の測定項目の検討を進めるほか、安全指導業務等の体制を確保しつつ、国の安全対策に応じた事故防止対策を着実に実施します。

また、国の施策に基づき、関係機関・団体等が行う自動車運送事業者等の安全性向上に関する取組について、団体等の要請に応じ、全国に支所を有する体制、機構の専門性やノウハウ、人材面の強みを活かした支援を実施します。

(2) 療護施設の設置・運営

- ① 療護センターにおいては、ワンフロア病棟システム（注2）、プライマリーナーシング（注3）及び「施設及び設備に関する計画」（別紙2）に基づき整備する高度先進医療機器等の活用により質の高い治療・看護を実施します。

（注2）「ワンフロア病棟システム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。

（注3）「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。

- ② 大学等研究機関や他の医療施設との連携強化による再生医療等の新たな医療技術の導入・研究、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）（注4）」を用いた治療改善度の活用や療護看護プログラム（注5）の実施等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。

（注4） 遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）とは、日本脳神経外科学会で定義された「植物状態」を基に、療護施設の入院患者の症状について、その程度を判定するための統一基準をいう。

（注5） 「療護看護プログラム」とは、遷延性意識障害者の状態の改善を目指す技術の実践により「生活行動の再獲得を目指す」ことを目的とした看護プログラムをいう。

- ③ 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）においても、他の療護施設（療護センター及び委託病床）との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。

④ 委託病床のうち一貫症例研究型委託病床においては、引き続き急性期～慢性期まで連続した治療・リハビリの臨床研究を進め、遷延性意識障害者のための治療・看護・リハビリの検討、改善を行い、ガイドラインの策定に向けた検討を行うほか、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を行います。

⑤ 引き続き、療護センター長等会議等において、病床や入院審査のあり方の検討を実施し、入院希望者の待機期間の短縮に努めます。

療護施設全体の今後のあり方については、国と連携して現状及び今後の課題等について整理した上で、関係者の意見・ニーズ及び新たな技術の向上を踏まえつつ、療護施設で提供する「サービスの充実」について検討します。

さらに、千葉療護センターについては、最も経済的かつ効率的な方法による対策を講じていくことを前提とした上で、千葉療護センターの老朽化対策検討会の結果や利用者等からのニーズを踏まえ、最適な機能強化を目指した設計を引き続き進めます。

⑥ 以上の取組により治療改善効果を高め、令和7年度における療護施設の退院患者にかかる遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）を用いた入院時スコアの平均値から退院時スコアの平均値の差を、12.5点以上に維持します。

また、「遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）」を用いた治療改善効果を公表します。

⑦ 療護施設で得られた知見・成果については、機構にとどまらない遷延性意識障害の治療等にも寄与するという社会的意義を有することから、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間55件以上実施するほか、短期入院協力病院等部外の看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。

⑧ 療護施設におけるメディカルソーシャルワーカー（注6）、リハビリスタッフ等による退院に向けた援助や主管支所及び支所とも連携した在宅介護に向けた支援等を行うほか、看護師のケア知識やノウハウ等の情報提供を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めます。

また、療護センターにおける短期入院について、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、更に利用者利便に配慮した積極的な受入れを図るとともに、千葉療護センターにおいて短期入院時のリハビリを試行します。

（注6） 「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職をいう。

⑨ 国土交通省の調査研究事業の結果を踏まえ、国と連携し、重度脊髄損傷者が十分な治療・リハビリテーションを受けられる環境整備を図るため、受託病院と重度脊髄損傷者に対する支援内容について検証作業を引き続き進めます。

（３）介護料の支給等

- ① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じた介護料の支給を適切に行います。

また、介護料受給者やその家族（以下「介護料受給者等」という。）への相談対応や情報提供を目的とする訪問支援を充実・強化し、全介護料受給者に対し訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を70%以上とし、新規認定者に対する訪問支援を100%実施して被害者救済を充実させます。

あわせて、新型コロナウイルス感染症対策及び今後のデジタル化対応に向け、訪問支援のリモート化を採り入れつつ、必要な情報を効率的に提供するための情報端末の活用、訪問支援結果の整理分析やその共有により、介護料受給者等への支援のニーズの把握を進め、介護不安の低減など各々に適した対応を行うことにより、訪問支援の質の維持・向上に努めます。

- ② 介護料受給者の短期入院協力病院及び短期入所協力施設（以下「協力病院等」という。）等への短期入院・入所に係る費用の助成を行います。

また、協力病院等との意見交換会や協力病院等での交流会の開催等の地域の実情に応じた方法により、受入環境を把握した上で、介護料受給者等に情報提供を行うとともに、介護料受給者等からの要望を協力病院等に伝えるなど、介護料受給者等と協力病院等との間をつなぎ、利用前から利用後までのフォローアップを実施し、短期入院協力病院・短期入所協力施設制度及び短期入院・入所に係る助成制度の利用促進を図ります。

さらに、上記活動を通じ、協力病院等の実情や、介護料受給者等のニーズ等を整理分析し、短期入院・入所の効果的な推進に努めます。

- ③ 療護施設、協力病院等、関係自治体及び被害者団体と連携を密にして、交流会への参画等の協力を求め、介護料受給者等が参加する交流会を開催するとともに、機関誌の活用等により、情報交換や交流を通じた介護料受給者等の支援を実施することとし、当該交流会を全支所年1回以上開催します。

また、介護者なき後（親なき後）を見据えた日常生活支援の充実を図るための制度情報や施設情報等の国が実施した施策について、ホームページや機関誌の活用等効果的に提供します。

さらに、介護料受給者等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行います。

- ④ 以上の施策を実施することにより、介護負担の軽減や介護不安の低減などを図り、介護料受給者等に対する介護支援効果に関する5段階評価の調査における評価度（令和7年度）について、4.39以上とします。

（４）自動車事故被害者等への相談対応及び情報提供の充実等

- ① 自動車事故被害者及びその家族、遺族の置かれている状況に対する理解をさらに

深めるため、これらの者を構成する団体（以下「被害者・遺族団体」という。）との交流をさらに進めるとともに、全支所において、地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携を図り、自動車事故被害者等のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るほか、自動車事故被害者等への情報提供の充実に取り組みます。

また、国土交通省が選定する自動車事故被害者等への相談対応を実施している被害者・遺族団体に対し、相談対応にかかる費用を支援します。

さらに、専門的かつ高度な業務を実施する被害者支援専門員（コーディネーター）の養成をさらに進め全支所への配置を目指し、被害者支援専門員養成研修の修了者（令和7年度）を令和2年度末全職員数の45%以上とします。

- ② 情報案内サービス（交通事故被害者ホットライン）等により、自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度を情報提供するとともに、他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院・被害者団体等に関する総合的な情報提供を行います。

また、主管支所の在宅介護相談窓口によって、介護料受給者等からの日常的な相談に応じるとともに、災害に備えるための防災情報を提供し、さらに災害時に介護料受給者等に連絡し安否の確認を行います。

（5）交通遺児等への生活資金の貸付

- ① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うことにより、交通遺児等の健全な育成を図るための経済的支援を実施します。

- ② 家族等同士の交流を促進するための友の会の集い及び保護者交流会を効果的に行うなどにより、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を実施します。

なお、交通遺児家族等同士の交流会の実施件数については、会員の存在する支所において年2回以上、友の会全体の交流会を集い形式で実施するとともに、集いの中で保護者のための交流会を別途開催することとします。

- ③ 以上の施策を実施することにより、交通遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度（令和7年度）について、4.61以上とします。

- ④ 令和6年度の回収実績等を踏まえた債権管理目標（債務者折衝率）を設定し、早期の折衝や返還義務の周知徹底を実施します。また、適時適切な債権管理を行うために必要に応じて、債権管理規程等を見直し、債権管理・回収を一層強化するとともにコスト削減を図ります。

- ⑤ 債権管理規程等に基づき、法的措置を含め適切な債権管理・回収を行うことにより、回収率90%以上を確保します。

（6）自動車アセスメント情報提供業務

- ① 国土交通省告示で定められた自動車アセスメントの評価について、効率的かつ効果的に評価試験を実施することにより、ユーザーがより安全な車を選択できるよう

にするとともに、自動車メーカーによる安全な車の開発を促進します。

特に、評価結果をよりわかりやすく発信するため、衝突安全性能評価及び予防安全性能評価等を統合した車両全体としての総合評価を実施します。

- ② 国土交通省が定める自動車アセスメントの充実のためのロードマップに基づき、以下の取組を実施します。また、以下の取組を効率的に実施するため、海外の自動車アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施します。

ア 令和 8 年度以降の導入が見込まれる通信を利用した衝突回避支援技術について、評価のための検討を行います。

イ 令和 10 年度以降の導入が見込まれるドライバーモニタリングシステムについて、評価のための検討を行います。

ウ 令和 10 年度以降の導入が見込まれる先読み運転（リスク低減運転支援）について、評価のための検討を行います。

エ 令和 10 年度以降の導入が見込まれる保護エリアの拡大等を行った歩行者頭部保護について、評価のための検討を行います。

- ③ 自動車アセスメントについて、販売台数の多い車種を優先して効率的に試験を実施するとともに、自動車メーカー等が自発的に評価を受けるような評価方法とするなどにより、評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率（令和 7 年度）を 80%以上となるようにします。

- ④ 自動車アセスメントの評価結果や自動車の安全装備等の情報を、以下の手段により、分かりやすく利用しやすい形で自動車ユーザー等に伝えることにより、より安全な自動車の普及を促進します。

ア チラシ、パンフレット等の広報資料を作成し、広報イベントや自動車販売店などで配布できるようにします。

イ ホームページや SNS 等において情報提供を行うとともに、新たな情報提供方法なども活用した広報活動を実施します。

ウ チラシ、パンフレット等を活用した広報活動を年度内に 50 件以上実施することにより、自動車アセスメントの認知度を向上させ、その評価結果などが自動車の購入の際に利用されるようにします。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

（1）業務改善の取組

- ① 事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図ります。

- ② 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、令和 8 年度末ま

で、令和 3 年度比で 15%以上削減するため、令和 7 年度において、令和 6 年度予算の 3.30%に相当する額を削減します。

- ③ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、令和 8 年度末までに、令和 3 年度比で 10%以上削減するため、令和 7 年度において、令和 6 年度予算の 2.13%に相当する額を削減します。

- ④ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続きによる適切で迅速かつ効果的な調達を実施する観点から、機構内に調達等合理化検討会を設置し、調達等合理化の推進を図るとともに、契約監視委員会を活用して個々の契約案件の事後点検を実施します。

具体的には、一者応札の解消では、一者応札となった原因の検証及び分析による競争参加者の増加に向けた取組や毎年度実施する契約案件において同一事業者による一者応札が継続する場合は適正契約検証チームによる検証を行った上で、適正な契約方式へ移行します。

また、企画競争や新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において、引き続き調達の合理化を推進するための取組を設定し、これらを着実に実施するとともに、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。

- ⑤ 機構の業務の改善状況等について、タスクフォース（注 8）により、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

（注 8）「タスクフォース」とは、外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関

（2）業務のデジタル化及びシステムの最適化

情報システムの整備及び管理については、デジタル技術の的確な利活用により利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が実現されるよう、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行います。

3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- （1）予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙 1 のとおり

- （2）財務運営の適正化

独立行政法人会計基準（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定）の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則と

されたことを踏まえ、収益化基準の単位としての業務毎に予算と実績の管理を行います。

また、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生状況を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努めます。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。

(3) 自己収入等の拡大

療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほか、安全指導業務の受益者負担の適正化や自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験の促進などを行い、国費負担の圧縮を図ります。

(4) 保有資産の見直し

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行います。

4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額を1,400百万円とします。

5. 不要財産または不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし

6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

7. 剰余金の使途

利用者サービス充実のための環境の整備、業務効率化のための環境の整備、職員研修の充実、広報活動の充実等に使用します。

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 内部統制の充実強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行います。また、コンプライアンス推進のための専従の部署と、各

主管支所に配置している次長（業務適正化及び人材育成担当）や関連部署との連携により、本部から現場まで一体となり、コンプライアンスの徹底やハラスメント防止、リスク情報の報告・分析・再発防止策の策定や共有、継続的なルールの見直し、関連の研修の実施等、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、各種会議体において取り組みの進捗を把握し、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、必要に応じて、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行います。

さらに、機構のあり方、方向性を明確化した業務運営方針の見直しを行うとともに、当該業務運営方針や理事長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、全役職員間で共有することを引き続き徹底します。また、各種会議体において現場からの意見・要望を吸い上げること、及び現場からの業務改善提案制度を運用すること等により、業務の改善や風通しの良い組織づくりに努めます。

（２）情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」（令和３年９月２８日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、情報セキュリティ管理規程や情報セキュリティ対策基準などを適時適切に見直します。また、これに基づき、CSIRT の構成員を中心とした情報セキュリティインシデント対応訓練、全役職員を対象とした標的型メール攻撃訓練、情報セキュリティ対策に関する教育などを実施し、情報セキュリティに関する役職員の意識を高めるとともに、サイバーセキュリティに関する昨今の情勢を踏まえ、保有個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化等に取り組みます。

また、情報セキュリティ委員会や本部横断的な情報システム管理運用体制により、対策の実施状況を把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ります。

（３）施設及び設備に関する計画

別紙２のとおり

（４）人事に関する計画

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を公表します。

（５）人材の活用・育成

高いモチベーションと専門性を有した人材の育成に必要な取り組みを示した「NASVA 人材育成方針」を随時改定し、各階層に求められる知識やスキルを習得させるほか、ニーズに即した職務遂行力の向上に資する研修を実施します。また、安全指導業務、被害者援護業務等の各業務の質の向上を図るための専門研修及び専門的資格習得の支援を実施します。加えて、職員の個別の状況を踏まえた育成計画に則って、OJT 等を実施し、職員の資質向上やスキルアップを図ります。

これらの取組は、有効に機能するよう、人材の開発・推進に専従する部署と主管支所に配置した次長や関係部署とが連携して実施します。

さらに、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行い、また、能力・実績を適正に評価する仕組みを適切に運用し、人材の有効活用を図ります。

(6) 自動車事故対策に関する広報活動

機構の業務を広く国民に知ってもらうため、事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し、本部・支所が一体となった広報活動を積極的に実施します。

これまでの広報活動により蓄積された好事例等のノウハウやポイントをまとめた広報ガイドラインを活用しつつ、テレビ・新聞・ラジオ等のメディアを活用した広範な広報活動の一層の充実を推進します。

また、交通安全フェア等における国等と協力した周知宣伝活動や被害者団体等との連携、SNS の発信強化等を実施するとともに、機構の各事業が連携して広報活動を実施することにより、機構の認知度向上を積極的に図ります。

自動車運送事業者等に対する安全指導業務等や自動車事故被害者の創作品を展示するナスバギャラリーの設置、訪問支援等により収集・集積された情報の伝達を通じて、自動車事故被害者の置かれた実態を広く伝えていきます。さらに、被害者援護業務については、不知によるサービスが享受できないことがないよう、自動車事故被害者の有効な情報経路の調査・分析を行うとともに、ホームページや SNS、パンフレットによる周知の他、地方公共団体、警察、損害保険会社、医療機関等への訪問等、関係機関と連携した周知活動を積極的に行います。

(7) 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成 14 年法律第 183 号）第 15 条第 1 項に規定する積立金の使途

独立行政法人自動車事故対策機構法（平成 14 年法律第 183 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第 13 条に規定する業務の運営の使途に充てます。